

環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令の一部を改正する政令案新旧対照表
 ○環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成五年政令第三百七十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表（第一条関係）</p> <p>一（略）</p> <p>二 海域</p> <p>イ ホ（略）</p> <p>へ 香川県三崎から四国中央市関谷鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域</p> <p>ト リ（略）</p> <p>又 諫早湾潮受堤防、長崎県瀬詰埼から熊本県天草下島シラタケ鼻まで引いた線、同島と同県天草上島を結ぶ瀬戸大橋、同島と同県前島を結ぶ松島橋、同島と同県大池島を結ぶ前島橋、同島と同県永浦島を結ぶ中の橋、同島と同県大矢野島を結ぶ大矢野橋、同島と同県宇土半島を結ぶ天門橋及び陸岸に囲まれた海域</p>	<p>別表（第一条関係）</p> <p>一（略）</p> <p>二 海域</p> <p>イ ホ（略）</p> <p>へ 香川県三崎から伊予三島市関谷鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域</p> <p>ト リ（略）</p> <p>又 長崎県瀬詰埼から熊本県天草下島シラタケ鼻まで引いた線、同島と同県天草上島を結ぶ瀬戸大橋、同島と同県前島を結ぶ松島橋、同島と同県大池島を結ぶ前島橋、同島と同県永浦島を結ぶ中の橋、同島と同県大矢野島を結ぶ大矢野橋、同島と同県宇土半島を結ぶ天門橋及び陸岸に囲まれた海域</p>